

# I. 環境法令に基づく基準等

## I - I. 騒音に係る基準等

### 1) 騒音に係る環境基準（「騒音に係る環境基準について」H10.9.30環告64号）

#### (1) 一般地域 [単位：デシベル以下]

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50	40
A及びB	55	45
C	60	50

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（道路に面する地域）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

#### (2) 道路に面する地域 [単位：デシベル以下]

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60

ただし特例として、幹線交通を担う道路に近接する空間については次の表に掲げるとおり。

[単位：デシベル以下]

基準値	
昼間	夜間
70	65
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル以下、夜間40デシベル以下）にすることができる。	

(注)

- ア) 時間の区分は次のとおりとする。  
 昼間：午前6時～午後10時  
 夜間：午後10時～午前6時
- イ) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- ウ) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域
- エ) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域
- オ) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- カ) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- キ) 幹線交通を担う道路とは次に掲げる道路をいう。  
 ① 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）  
 ② ①に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。
- ク) 基準値は等価騒音レベル（Leq）である。
- ケ) A類型、B類型、C類型は、平成24年諫早市告示第24号により各類型に区域が指定されている。

(3) 航空機騒音に係る環境基準（「航空機騒音に係る環境基準について」 S48.12.27 環告 154 号）

環境省告示 114 号 H19.12.17 公布 H25.4.1 施行

地域の類型	基準値 (Lden)
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

(備考)

ア) I 類型：専ら住居の用に供される地域

イ) II 類型：I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

ウ) 測定は原則として連続7日間測定とし、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル (LAE) を計測する。

エ) 評価は、1日（午前0時から午後12時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル (Lden) を算出し、全測定日のLdenについて、パワー平均を算出する。

2) 騒音に係る規制基準

(1) 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音に係る規制基準

(H24.3.30 諫早市告示第25号)

[単位：デシベル以下]

	昼間 (8~20時)	朝 (6~8時) 夕 (20~22時)	夜間 (22~6時)
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	55

(備考)

ア) 規制基準の適用については、特定施設を設置する工場・事業場の敷地境界線における騒音レベルを適用。

イ) 第2種、第3種及び第4種の騒音規制区域内にある学校・保育所・図書館・病院・特別養護老人ホーム等の敷地周囲 約50mの区域内は各々表に示す基準より5デシベル低い値が規制基準となる。

ウ) 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域は、平成24年諫早市告示第26号により各区分に区域が指定されている。

(2) 騒音規制法に定める特定施設（「騒音規制法施行令」 S43. 11. 27政令324号 別表第1）

①金属加工機械

イ) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22. 5キロワット以上のものに限る。）

ロ) 製管機械

ハ) ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3. 75キロワット以上のものに限る。）

ニ) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

ホ) 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）

ヘ) せん断機（原動機の定格出力が3. 75キロワット以上のものに限る。）

ト) 鍛造機

チ) ワイヤフォーミングマシーン

リ) ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）

ヌ) タンブラー

ル) 切断機（といしを用いるものに限る。）

②空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7. 5キロワット以上のものに限る。）

③土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7. 5キロワット以上のものに限る。）

④織機（原動機を用いるものに限る。）

⑤建設用資材製造機械

イ) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0. 45立方メートル以上のものに限る。）

ロ) アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）

⑥穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7. 5キロワット以上のものに限る。）

⑦木材加工機械

イ) ドラムバーカー

ロ) チッパー（原動機の定格出力が2. 25キロワット以上のものに限る。）

ハ) 碎木機

ニ) 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2. 25キロワット以上のものに限る。）

ホ) 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2. 25キロワット以上のものに限る。）

ヘ) かな盤（原動機の定格出力が2. 25キロワット以上のものに限る。）

⑧抄紙機

⑨印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

⑩合成樹脂用射出成形機

⑪鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

(3) 特定建設作業に係る規制基準（「騒音規制法施行令」S43. 11. 27政令324号 別表第2）

特 定 建 設 作 業 の 種 類	備 考
1. くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打くい抜機及びくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2. びょう打機を使用する作業	
3. さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4. 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15KW以上のものに限る。又さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量がコンクリートプラントは0.45m <sup>3</sup> 以上、アスファルトプラントは200kg以上のものに限る。又モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6. バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80KW以上のものに限る。
7. トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70KW以上のものに限る。
8. ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40KW以上のものに限る。

(備考) (厚生省・建設省告示第1号S43. 11. 27)

- ア) 特定建設作業においては、当該作業が作業を開始した日に終わるものを除く。
- イ) 特定建設作業の騒音は、作業場所の敷地境界線において85デシベルを超えないこと。
- ウ) 第1号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域で、学校、保育所、病院、患者を収容する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域  
第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域
- エ) 夜間または深夜作業の原則禁止  
・第1号区域：午後7時から翌日午前7時まで      ・第2号区域：午後10時から翌日午前6時まで
- オ) 1日の作業時間の制限  
・第1号区域：1日10時間以内      ・第2号区域：1日14時間以内
- カ) 作業期間の制限  
同一場所において連続6日間以内とし、日曜日、その他の休日は禁止
- キ) 規制基準については、災害、その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、その他の法令で許可された時間帯に特定建設作業を行う場合等、一定の条件に該当する場合は、上記の基準は適用されない。
- ク) 規制基準を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を上記に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

### 3) 自動車騒音の(要請) 限度

(「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」H12.3.2 総令15号)

[単位: デシベル]

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

◎ただし特例として、幹線交通を担う道路に近接する区域については下表を限度とする。

[単位: デシベル]

時間の区分	
昼間	夜間
75	70

(備考)

ア) 時間の区分は次のとおりとする。

・昼間: 午前6時～午後10時      ・夜間: 午後10時～午前6時

イ) a区域、b区域及びc区域とはそれぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長)が定めた区域をいう。

① a区域: 専ら住居の用に供される区域

② b区域: 主として住居の用に供される区域

③ c区域: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

ウ) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

エ) 幹線交通を担う道路とは次に掲げる道路をいう。




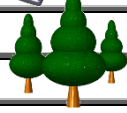


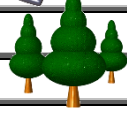
① 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)

② ①に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路。

オ) 基準値は等価騒音レベル(L<sub>eq</sub>)である。

カ) a区域、b区域、c区域は、平成24年諫早市告示第27号により各区分に区域が指定されている。

#### ■騒音の大きさのめやす

120dB	飛行機のエンジンの近く	
110dB	自動車の警笛(前方2m)、リベット打ち	
100dB	電車が通る時のガードの下	
90dB	大声による独唱、騒々しい工場の中	
80dB	地下鉄の車内	
70dB	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭	
60dB	静かな乗用車の中、普通の会話	
50dB	静かな事務所	
40dB	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼	
30dB	郊外の深夜、ささやき声	
20dB	木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音(前方1m)	

#### 4) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく騒音の規制基準

##### (1) 騒音の規制基準 (「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則」 H20.3.25 別表第3)

[単位: デシベル以下]

時間の区分/区域の区分	昼間 (8~20時)	朝 (6~8時) 夕 (20~22時)	夜間 (22~6時)
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	55

(備考)

- ア) 規制基準の適用については、施設を設置する工場・事業場の敷地境界線における騒音レベルを適用。
- イ) 第2種、第3種及び第4種の騒音規制区域内にある学校・保育所・図書館・特別養護老人ホーム・病院等の敷地の周囲約50mの区域内はそれぞれ表に示す基準より5デシベル低い値が規制基準となる。
- ウ) この基準は、次に掲げるときに発する音には適用しない。
- ① 公共のために実施する行事又は広報等
  - ② 祭礼、盆踊りその他地域の慣習による行事
  - ③ 集団の整理誘導
- カ) 営業宣伝を目的とする拡声放送を行うときは、上記表に定める基準に従うほか、次に掲げる基準に従わなければならない。
- ① 午後7時から翌朝午前9時(日曜日及び祝日については、午前10時)までは、放送を行ってはならない。
  - ② 地上10m以上の高さから放送してはならない。ただし、航空機を用いる放送を除く。
  - ③ 定置放送(停止した移動放送車からの放送を含む。)は、1時間について15分以上の休止時間をおかななければならない。
  - ④ 移動放送(航空機を用いる放送を除く。)を行うものは、同一地域における1回の連続する放送が概ね10分を超えないようにしなければならない。
  - ⑤ 航空機を用いて放送を行うときは、同一地域の上空で3回以上旋回を繰り返して放送してはならない。
  - ⑥ 移動放送の音量の基準は65デシベルとする。ただし、第4種区域は70デシベルである。

##### (2) 指定施設(騒音関係) (「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則」 H20.3.25別表第1)

1. 冷凍機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
2. クーリングタワー(原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。)
3. 板金作業又は製缶作業を行う作業場
4. 鉄骨又は橋梁の組立て作業場(現場作業を除く。)

※騒音規制法第3条第1項の規定により知事が定めた地域に設置されるものに限る。

##### (3) 騒音に係る指定施設以外のものを使用する建設作業騒音

(「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例施行規則」 H20.3.25別表第3)

騒音規制区域内において、騒音に係る指定施設以外のものを使用する建設作業に係る騒音は、午後9時から翌日の午前6時までの間は、発生させてはならない。ただし、災害、その他非常の事態の発生により当該建設作業を緊急に行う必要がある場合、その他の法令で許可された時間帯に当該建設作業を行う場合等、一定の条件に該当する場合はこの限りでない。

##### (4) 拡声機の使用禁止 (条例第36条第1項、同施行規則第9条、10条)

学校、図書館または病院の敷地周囲50メートル以内の区域において、拡声器を使用して放送を行ってはならない。

##### (5) 深夜営業騒音(カラオケ騒音等) (条例第37条、同施行規則第11条)

- ・音量基準…指定施設以外の施設に係る規制基準値に同じ。
- ・カラオケ等音響機器の使用制限…第1種及び第2種騒音規制区域においては、夜11時から翌日の午前6時までの間は音響機器の使用を禁止。ただし、営業所内の音響機器から発する音が外部に漏れない場合はこの限りでない。(音響機器とは、カラオケ装置、音響発生装置、楽器、拡声装置、有線放送受信装置である)

##### (6) 特定施設や指定施設以外で騒音を発生するもの(条例第33条、第36条)

規制基準は、指定施設に同じであるが測定評価地点が特定、指定施設が敷地境界であるに対し、それ以外の施設については影響を受ける場所(受音点)である。

## I - II. 振動に係る基準等

### 1) 振動に係る規制基準

#### (1) 特定工場等に係る規制基準

(「振動規制法に基づく特定工場等の規制基準」H24.3.30 諫早市告示 29 号)

[単位：デシベル]

区域の区分	時 間 の 区 分	
	昼間 (8~20 時)	夜間 (20~8 時)
第 1 種区域	6 0	5 5
第 2 種区域	6 5	6 0

※第 1 種区域、第 2 種区域は、平成 24 年諫早市告示第 28 号により各区分に区域が指定されている。

#### (2) 特定建設作業に係る規制基準 (「振動規制法施行令」S51.10.22 別表第 2)

特定建設作業の種類	備 考
1. くい打機、くい抜又はくい打くい抜機を使用する作業。	もんけん及び圧入式くい打機、油圧式くい抜機は除く
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業。	
3. 舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離 5 0m を超えない作業に限る
4. ブレーカーを使用する作業 (手持式のものを除く)	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 5 0m を超えない作業に限る

(備考)

- ア) 第 1 号区域：振動規制区域で第 2 号区域を除く地域。
- イ) 第 2 号区域：振動規制区域内の工業地域 (学校、病院等の敷地の周囲約 8 0m を除く)
- エ) 振動の大きさは、特定建設作業場所の敷地境界線において測定する。
- オ) 特定建設作業においては、当該作業が作業を開始した日に終わるものを除く。
- カ) 規制基準については、災害、その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、その他の法令で許可された時間帯に特定建設作業を行う場合等、一定の条件に該当する場合は、上記の基準は適用されない。
- キ) 規制基準を超えている場合、振動の防止の方法のみならず、1 日の作業時間を上記に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。
- ク) 振動の大きさの基準は、7 5 デシベルとする。
- ケ) 作業を原則禁止する時間
  - ・ 第 1 号区域：午後 7 時から翌日午前 7 時
  - ・ 第 2 号区域：午後 10 時から翌日午前 6 時
- コ) 一日における作業時間
  - ・ 第 1 号区域：1 0 時間を超えないこと。
  - ・ 第 2 号区域：1 4 時間を超えないこと。
- サ) 作業期間の規制
  - ・ 連続して 6 日を超えないこと。また、日曜日、その他の休日は作業禁止

(3) 振動規制法に定める特定施設（振動規制法施行令第1条 S51. 10. 22 政 280 別表第1）

- ①金属加工機械
  - イ) 油圧プレス（矯正プレスを除く。）
  - ロ) 機械プレス
  - ハ) せん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）
- ニ) 鍛造機
- ホ) ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
- ②圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- ③土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- ④織機（原動機を用いるものに限る。）
- ⑤コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）  
並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
- ⑥木材加工機械
  - イ) ドラムバーカー
  - ロ) チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- ⑦印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
- ⑧ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
- ⑨合成樹脂用射出成型機
- ⑩鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

2) 道路交通振動に係る（要請）限度（「振動規制法施行規則」S51. 11. 10 総令 58 号 別表第2）

[単位：デシベル]

区域の区分	時 間 の 区 分	
	昼間（8～20時）	夜間（20～8時）
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

（備考）振動の測定場所は、道路の敷地境界とする。

※第1種区域、第2種区域は、平成24年諫早市告示第30号により各区分に区域が指定されている。

●振動の大きさのめやす

人の歩行・軽微な加振	～60dB
交通振動	60dB ～70dB
建設工事振動	60dB ～80dB
工場振動	～70dB
地震（震度Ⅲ）	75dB ～85dB
地震（震度Ⅳ）	85dB ～95dB
地震（震度Ⅴ弱・震度Ⅴ強）	95dB ～105dB

# I-III. 悪臭に係る基準

## 1) 悪臭に係る規制基準

### (1) 悪臭防止法第4条第1項第1号に規定する敷地境界線の地表における規制基準

(「悪臭防止法に基づく規制基準」 H24. 3. 30 諫早市告示 32 号)

(「悪臭防止法に基づく規制地域の指定」 H24. 3. 30 諫早市告示第 31 号)

[単位 : ppm]

No.	規制区域の区分		A区域	B区域
	特定悪臭物質			
1	アンモニア		1	2
2	メチルメルカプタン		0.002	0.004
3	硫化水素		0.02	0.06
4	硫化メチル		0.01	0.05
5	二硫化メチル		0.009	0.03
6	トリメチルアミン		0.005	0.02
7	アセトアルデヒド		0.05	0.1
8	プロピオンアルデヒド		0.05	0.1
9	ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03
10	イソブチルアルデヒド		0.02	0.07
11	ノルマルバレルアルデヒド		0.009	0.02
12	イソバレルアルデヒド		0.003	0.006
13	イソブタノール		0.9	4
14	酢酸エチル		3	7
15	メチルイソブチルケトン		1	3
16	トルエン		10	30
17	スチレン		0.4	0.8
18	キシレン		1	2
19	プロピオン酸		0.03	0.07
20	ノルマル酪酸		0.002	0.006
21	ノルマル吉草酸		0.0009	0.002
22	イソ吉草酸		0.001	0.004

### (2) 悪臭防止法第4条第1項第3号に規定する排水中における規制基準

[単位 : mg/l]

No.	特定悪臭物質	規制地域の区分	排水量		
			0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合
1	メチルメルカプタン	A区域	0.03	0.007	0.002
		B区域	0.06	0.01	0.003
2	硫化水素	A区域	0.1	0.02	0.005
		B区域	0.3	0.07	0.02
3	硫化メチル	A区域	0.3	0.07	0.01
		B区域	2	0.3	0.07
4	二硫化メチル	A区域	0.6	0.1	0.03
		B区域	2	0.4	0.09

## 2) 長崎県悪臭防止指導要綱 (S59. 4. 21) に基づく指導基準

### (1) 排出基準

区域の区分	工場等の敷地の境界線における臭気の濃度	工場の煙突その他の排出口における臭気の濃度
第1種区域	臭気濃度 20	臭気濃度 500
第2種区域	臭気濃度 30	臭気濃度 1,000

(備考)

- ア) 第1種区域とは、悪臭防止法第3条の規定に基づいて知事(市の区域内の区域については、市長)が定めた規制地域のうち「A区域」をいう。
- イ) 第2種区域とは、第1種区域以外の区域をいう。
- ウ) 臭気濃度とは、臭気のある空気を無臭の空気で臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。
- エ) 臭気濃度の測定は、別に定める三点比較式臭袋法により行うものとする。
- オ) 煙突その他の排出口における排出基準は、排出口の実高さが5m未満のものについては適用しないものとする。

### (2) 施設基準

- ア) 工場等は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
- イ) 工場等の内部及び周辺は、悪臭が発生しないよう適正に管理すること。
- ウ) 悪臭を発生する作業は、工場等の敷地のうち可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置及び建物内において行うこと。ただし、周辺の状況等から支障がないと認められる場合はこの限りでない。
- エ) 工場等において発生する汚水、汚物等は、悪臭が発生しないよう適正に処理すること。
- オ) 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器等に収納するとともに建物内に保管すること。
- カ) 悪臭を発生する施設等は、できる限り密閉構造とし、かつ悪臭を外部に排出しないような有効な脱臭装置を設置し、適正に処理すること。